

一般社団法人全海研定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全海研と称する。英文ではZenkaikenと表記する。

2 前項の名称は、全国海外子女教育国際理解教育研究協議会に由来する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、在外教育施設での教育活動を基盤として、海外・帰国子女教育、国際理解教育、外国人子女教育、日本語教育に関連する事業を行い、海外における日本型教育の振興・発信とともに日本における教育のグローバル化に寄与することを目的とする。

(使命)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、在外教育施設派遣教員の派遣前・派遣中における支援と資質能力の向上並びに帰国後の国内教育への貢献を図るためのネットワークづくりに努め、教育のグローバル化を目指す関連組織との連携・協力を図ることを使命とする。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各領域において、前条の使命実現のために次の事業を行う。

(1) 在外教育施設にかかわる領域

指導資料集作成事業 教材開発・ICT化支援事業 調査研究事業

(2) 教員にかかわる領域

研究活動事業 研修活動事業 広報出版事業 派遣環境整備・支援事業 国内教育機関向けグローバル教育教材の開発作成事業

(3) 児童生徒にかかわる領域

教育相談活動事業 こども支援活動事業

(4) 諸組織との連携にかかわる領域

全海研による文部科学省・外務省などの関係省庁や関係団体との連携・共同事業
正会員による各都道府県教育委員会・市町村教育委員会との連携・協力事業

(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本と全世界において行う。

(公告の方法)

第6条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次のとおりとし、このうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して、入会した各都道府県に設けられた国際理解教育・海外子女教育等に関わる研究会又はその連合体。

(2) 在外会員

この法人の目的に賛同して、在外教育施設で勤務する個人。なお、在外会員は正会員が有する権利義務を持たない。

(3) 個人会員

この法人の目的に賛同して、海外での教育関係機関での勤務経験がある個人。なお、個人会員は正会員が有する権利義務を持たない。

(4) 賛助会員

この法人の事業の趣旨に賛同し、主として経済的及び組織運営上の協力援助を目的とした個人、法人、又は団体。なお、賛助会員は正会員が有する権利義務を持たない。

(5) 特別会員

この法人の役員経験者又は学識経験者。なお、特別会員は、任期を定め、正会員が有する権利義務を持たない。

(入会)

第8条 会員になろうとするものは、「入会申込書」をこの法人の会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 正会員、在外会員及び個人会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

3 特別会員は、会費を納入する義務を負わない。

4 既納の会費は、原則として返還しない。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

(3) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付した「退会届」を、この法人の会長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数に当たる決議により、これを除名することができる。

この場合において、当該会員に対し当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき

(3) 正会員及び賛助会員について、会費を1年以上滞納したとき

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により会員を除名した場合は、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、一般法人法上の社員総会であり、すべての正社員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもってする短期借入金を除く。第49条において同じ。)
- (8) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の委嘱
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第15条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎時事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上19名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 この法人の理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をする事ができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、正社員の半数以上であって、正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

(監事の理事会への報告義務)

第28条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(監事の理事会への出席義務等)

第29条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(監事の総会に対する報告義務)

第30条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第31条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員報酬等)

第32条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内において、支給することができる。

2 監事においては、総会において定める総額の範囲内において報酬を支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第29条第2項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事会を招集するときは、会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権等)

第39条 各理事の議決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した電磁的記録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 顧問、参与

(顧問及び参与の設置)

第41条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の会長経験者を資格要件とし、会長の諮問に応じる。
- 4 参与は、この法人の賛助会員又は特別会員を資格要件とし、関係府省庁等の会議体の委員等を担うとともに、会長の諮問に応じる。なお、法人又は団体である賛助会員は、当該法人又は団体の代表者であることを資格要件とする。
- 5 顧問、相談役及び参与の任期は1年とする。ただし、必要に応じて会長より再任を要請することができる。
- 6 顧問、相談役及び参与は無報酬とする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始日前日までに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の多数に当たる決議により変更することができる。

(解散)

第50条 この法人は、総会において正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の多数に当たる決議その他法令で定められた事由により解散する。

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、財団法人海外子女教育振興財団に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 事務局及び部会、プロジェクトチーム

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

(部会及びプロジェクトチーム)

第54条 この法人の活動を円滑に行うため、部会を設置する。また必要に応じてプロジェクト・チームを編成することができる。

2 部会及びプロジェクトチームの組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 その他、情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める「情報公開規程」による。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「個人情報保護規程」による。

第11章 附則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(最初の事業年度)

第58条 この法人の最初の事業年度は、当方時成立の日から令和7年5月31日までとする。

2 この法人の最初の事業年度における事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(設立時役員)

第59条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 滝 多賀雄 齊藤 仁 金子 吾朗

設立時代表理事 滝 多賀雄

設立時監事 古山 文夫

(設立時社員の氏名及び住所)

第60条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都江戸川区江戸川5丁目14番地7

設立時社員 滝 多賀雄

住所 東京都中野区上鷺宮3丁目8番22号 ザ・パークハウス上鷺宮 C-412

設立時社員 齊藤 仁

住所 東京都多摩市豊ヶ丘5丁目2番地 2-402

設立時社員 金子 吾朗

(法令の準拠)

第61条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全海研設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和7年4月7日

設立時社員 滝 多賀雄



設立時社員 齊藤 仁



設立時社員 金子 吾朗

